慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	起訴猶予と犯罪被害者：台湾における緩起訴制度を中心に
Sub Title	Suspension of prosecution and the victim: focusing on the deferred prosecution in Taiwan
Author	呉, 柏蒼(Wu, Po Tsang)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2013
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.99, (2013. 12) ,p.69- 103
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20131215-0069

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

起訴猶予と犯罪被害者
——台湾における緩起訴制度を中心に——

呉　柏蒼

一　はじめに
二　制度の基本的概要
㈠　導入経緯・目的とその意味
㈡　制度の内容
1　適用範囲と裁量基準
2　緩起訴の期間・条件
3　緩起訴処分の効力
4　処分に対する異議の申立制度
三　被害者支援と修復的司法の側面から見た緩起訴
㈠　被害者支援と緩起訴
㈡　修復的司法の理念と緩起訴
四　制度の運営状況
㈠　終結状況と主な罪名
㈡　各履行・遵守条件の運用状況
五　制度に対する検討
㈠　被害者への配慮に消極的な検察官
㈡　修復的司法理念に基づく運用について
㈢　異議申立てと取消し申請手続における被害者の地位
六　日本での運用可能性の検討
㈠　条件付起訴猶予について
㈡　福祉との連携と経過観察的起訴猶予について
七　おわりに

一　はじめに

日本の文化的特性は、犯罪を犯した者を排斥する一面を有し、一旦犯罪者というマイナスのレッテルを貼られてしまうと、容易に社会復帰することができない。そのため、日本では、起訴猶予などダイバージョンが多く運用され、その運用は日本の低犯罪率にも寄与していると指摘される[1]。一方、実務のレベルでは、被疑事件が一旦起訴猶予に付されると、よほどの事情のない限り再起が行われない上、起訴猶予処分を受けた者は、特別な措置を受けないまま社会復帰する。そのため、起訴猶予は、被疑者に対する処遇の面が薄く、改善更生のための処遇の欠如による再犯リスクが存在するという見解がしばしば提起される。加えて、被害者への配慮が不十分であることも考え得る。

海外では、日本の起訴猶予に類似する処分に、条件や遵守事項などを課すことができる立法例が珍しくない。例えば、ドイツでは公訴提起の暫定的猶予、韓国では善導委託付起訴猶予、台湾（中華民国）では条件付緩起訴制度などがあり、いずれも、単純な起訴猶予処分に、何らかの付随措置がなされるという制度である。それらの付随措置には、被疑者処遇・再犯防止に関する内容のほか、被害者支援や社会奉仕などが盛り込まれる例もあり、より広い運用の途が開かれている。

上記制度のうち、二〇〇二年に成立した台湾の「緩起訴」制度は、その立法目的には被害者の損害回復が明記されているため、被害者支援関連の法整備の一環でもあると考えられてきた。さらに、近年、緩起訴制度は学界による修復的司法との関連付けにより、その運用が一層期待されている。そこで、本稿は、台湾の緩起訴制度を中心に、その目的・成立理由と実際の運営状況の分析を通じ、制度に対し若干の検討を加える。そして、日本の現状を踏まえ、起訴猶予制度を前提にする場合、緩起訴のような条件付起訴猶予、あるいは、類似する効果を持つ制度運用について、

その可能性を探ることとしたい。

二　制度の基本的概要

㈠　導入経緯・目的とその意味

緩起訴制度は、台湾の刑事訴訟制度の改革と共に、その一連の法改正の一つとして創設された。[2] 詳細は後に述べるが、その輪郭を簡略に示せば、緩起訴制度は、重罪以外の罪を犯した嫌疑のある被疑者に対し、検察官が職権により、期間を設け起訴を猶予し、場合により履行又は遵守事項を条件として付加し、この期間内に被疑者には再犯がなく条件違反もなければ、再起訴ができなくなる制度であると説明できよう。

台湾法では、最初から不起訴処分に対する理解は日本法とは一致していないため、制度の捉え方は日本と異なる。台湾刑事訴訟法（以下、「刑事訴訟法」という）[3] では、緩起訴制度が導入される前から、原則として、起訴法定主義が採用されており、検察官は被疑者に犯罪嫌疑があると認めれば事件を起訴しなければならない。[4] 例外として、嫌疑があっても事件を起訴しないことができるという規定があるが、その範囲は微罪事件に限られるため、検察官の裁量権は大幅に制限されていた。[5] この例外類型は、嫌疑不十分や訴訟条件・処罰条件の欠如によって不起訴にしなければならない類型と同列にされ、「不起訴」の類型の一つとして位置されてきた。微罪処理型の不起訴は「相対的不起訴」又は「職権による不起訴」、訴訟や処罰条件欠如による不起訴は「絶対的不起訴」と呼ばれる。相対的不起訴処分には、犯罪嫌疑があるにもかかわらず訴追が放棄されるというイメージがあるため、検察官はその行使に対して消極的であり、職権によって起訴しなくても相当であると思われる事件について、あえて起訴をすることは珍しくなかった。

このように、「起訴」と「相対的不起訴」との間に存在するギャップが問題視され、従来の「相対的不起訴」の範囲の一部を含めた第四の処分類型を創設することをもって、この差を埋めることが緩起訴制度導入の狙いの一つであったと思われる。(6)

制度導入の直接的な理由は、訴訟経済である。日本では、認知された事件のうちの高い割合が警察の微罪処分により処理される。(7) これに対し、台湾では、警察の微罪処分権が認められず、原則的に認知された事件はすべて送致されなければならず、検察官の負担が大きい。その上、刑事訴訟制度の改革によって、交互尋問などの法廷活動が強化され、従来にない検察官の過剰負担と裁判所の訴訟遅延が予想された。これを緩和させるために、事件を公判段階前にプロセスから離脱させる効果を持つ緩起訴制度の導入に至ったのである。「司法資源の合理化」が主要な目的として緩起訴制度の立法理由(8)に掲げられていることからも、制度のダイバージョン機能の側面に着目し、訴訟経済効果を働かせようということは、運用面での目的であったことが分かる。

訴訟経済のほかに、立法理由に掲げられている制度目的は、「被疑者の社会復帰と特別予防」と「被害者の損害回復（補塡）」がある。(9) 検察官が被疑者を緩起訴処分に付せば、原則として猶予期間内に被疑者は社会に復帰することができるだけでなく、被疑者にはその特性に応じて条件を付加することができる。これにより、かつて捜査段階にはなかった社会内処遇を行うことが可能になった。とりわけ、検察官は海外での社会奉仕命令に類似した「義務労務」を指定できるようになり、制度施行以降はその成果が評価され、後に執行猶予と換刑処分の分野においても類似する処遇が導入された。この点は、刑事政策的側面で意味が大きい。そして、「被害者の損害回復（補塡）」という制度目的を担保するものとして、被害者への賠償が遵守・履行事項として認められたのみならず、被害者の保護や支援に関する遵守・履行事項を命ずることもできる。実務レベルでは、緩起訴処分により得た金銭が被害者支援に充てられることもある。台湾では、緩起訴制度はもはや被害者支援に欠かせない制度であるといえる。

以上のような背景から緩起訴制度を導入した台湾現行法では、起訴法定主義を維持しながら、限定された範囲内の事件に対し、緩起訴処分に付し起訴を回避できるようになった。同じ起訴法定主義を原則とするドイツ法においては、その例外規定として、四つの類型に分類される便宜主義の許容類型[10]のうち、訴追の必要な微罪であっても、被疑者に負担又は指示を命じることによって、訴追の必要がなくなるという類型があり、条件付緩起訴制度の参考モデルと言われる「賦課事項又は遵守事項付起訴猶予[11]」はこれに属する。これによれば、緩起訴処分により起訴を回避する理論的根拠は、訴追利益が緩起訴処分の諸措置で達成できるということであると考えられる。

一方、緩起訴の適用範囲は、従前の微罪処理型不起訴よりかなり広く認められ、起訴便宜主義の拡張と検察官の起訴裁量権拡大に繋がったのである。緩起訴処分が頻繁に運用されるようになった昨今では、例外である起訴便宜主義が原則になるという逆転現象が現れたのではないかと指摘されている[12]。

(二) 制度の内容

1 適用範囲と裁量基準

緩起訴制度の根拠となっている刑事訴訟法第二五三の一第一項は、「被疑者の犯した罪名が死刑、無期懲役又は三年以上の有期懲役以外の場合、検察官は刑法第五七条各項及び公共利益の維持を参酌し、緩起訴が適当と認めるとき、一年以上三年以下の期間を定め、緩起訴処分をすることができる」とされている[13]。これによれば、緩起訴の適用範囲は比較的に軽い罪であるが、従前の微罪処理型不起訴の適用範囲より広く、窃盗罪や詐欺罪、横領罪など犯罪統計上高い割合を占めている罪名が含まれている。

緩起訴の裁量基準については、上記条文において二種類が列挙される。

まず、「刑法第五七条各項」とは、裁判の量刑段階において斟酌すべきとされる一〇種類の事項を指す[14]。被疑者の

個人状況や社会復帰の可能性など特別予防の要素は、これで考慮される。[15] 被疑者が犯罪による損害の回復に向け努力した、あるいは、被害者に謝罪する、和解の試みをしたなどの事情は、被疑者の「犯罪後の態度」として考慮される。

次に、いわゆる「公共利益の維持」の内容については、通説によれば、検察官が訴追利益の有無を含め、政策的な視点から裁量することを指し、犯罪の一般予防がここに考慮されると考えられる。[16] そのため、個人の自由を制約し得る緩起訴処分という手段と目的との均衡、被害者への配慮などが、緩起訴処分に付する際にも考慮されなければならない。

解釈上で、検察官は緩起訴処分に条件を付加する場合でも、基本規定たる本項の基準に従わなければならず、制度目的の達成に資する遵守・履行事項を指示すべきである。この意味では、条文に示された基準は、検察官が緩起訴を決定する際の裁量基準であり、その裁量権の制限でもある。一方、この二つの基準が曖昧であり、検察官の主観に陥りやすいという批判もある。[17]

2　緩起訴の期間・条件

前述の通り、検察官が緩起訴をする際に、「一年以上三年以下」の猶予期間（いわゆる緩起訴期間）を指定しなければならない。それと同時に、検察官は裁量により、同法第二五三条の二第一項に列挙された事項のうち、一つ又は複数の事項を指定し、履行又は遵守することを被疑者に命ずることができる。この場合、緩起訴期間を超えない履行又は遵守の期間を指定しなければならない（同第四項）。これが「条件付緩起訴」と呼ばれているものである。履行・遵守事項は、条文順に第一号から第八号まで、次の通りである。①被害者に謝罪すること。②悔悟書を提出すること。③被害者の財産的及び非財産的な損害に対し相当額の賠償を支払うこと。④公庫又は管轄検察署が指定した公益団体、地方自治団体に相当額を支払うこと。⑤管轄検察署の指定した政府機関、政府機構、行政法人、コミュニティ、又はその他公益目的の機構もしくは団体に四〇時間以上二四〇時間以下の義務労務を提供すること。⑥禁絶治療、精神治

療、心理補導又はその他適切な処遇措置。⑦被害者の安全を保護する必要な命令。⑧再犯予防に必要な命令。

遵守・履行事項を命令すること自体は被疑者の自由に制約を課すことであり、法には上記第三から第六号を命じるとき、被疑者の同意を得なければならないと規定されている（同第二項）。第一と第二号命令は制度の沿革事情から[18]、並びに、第七及び第八号命令は補助的な処分と位置づけられ、原則的にはその他の処分が処遇目的の達成に足りないと認められる場合のみ併用されるため[19]、被疑者の同意は必要とされていない。なお、賠償又は寄付の支払担保として、第三及び第四号命令は債務名義になり得る（同第二項）。

3　緩起訴処分の効力

検察官の処分が検察機関による行政処分に過ぎないと思われる日本法と異なり、台湾では、確定された不起訴処分に確定力が付与され、新たな事実あるいは証拠が発見された場合、もしくは、再審事由に準ずる事由がある場合を除き、同一事件に対して起訴（再起）をすることができない（第二六〇条）[20]。起訴と不起訴の間の中間的処分に位置される緩起訴処分の効力についても、猶予期間の満了に伴い、その効力を確定させなければならない。猶予期間中に処分の取消し事由があれば、検察官が処分を取り消し、起訴又は再捜査することができる。そうでない場合では、猶予期間が経過し、緩起訴処分が確定され、不起訴処分と同じ効力を持つとされている。つまり、猶予期間における緩起訴処分の効力は未定であるが、取消しがなく猶予期間が経過した場合、緩起訴事件であっても、実質的確定力という強い効力を持つことが認められている[21]。なお、取消し事由は、主に被疑者の期間中の再犯、又は履行・遵守事項の違反である。その際、検察官は職権又は告訴人の申請により処分を取り消すことができる（第二五三条の三）。

4　処分に対する異議の申立制度

上述の通り、緩起訴制度の導入によって、検察官の起訴裁量権限が拡大した。検察官の不当な緩起訴処分に対する抑止手段として、従来の不起訴処分に対する異議申立て制度である「再議」のほか、「交付審判」制度が用意されて

いる。

まず、「告訴人は、不起訴又は緩起訴処分書を受け取った後七日以内に不服理由を記載した書状をもって、原検察官を経て直属上級検察署検察長又は検察総長に提出して再議を申請することができる（第二五六条第一項本文）」。異議の申立て（つまり、再議）の申請に理由があると認める原検察官は自らその処分を取り消すことができ、認めない場合は、事件を所属上級検察署検察長又は検察総長に移送し、再議の当否を審査させなければならない。原検察官の所属する検察署の長は、必要と認めるときは、その移送をする前に、自ら又は他の検察官に命じ、原処分を取り消し、再捜査することができる。上級検察署の検察官又は検察総長は、再議の最終審査をした結果、却下をしなかった場合、その命令により、事件を起訴するか、捜査を続行することとなる（第二五七、二五八条）。

再議制度は、検察同一体の原則に基づいた上級検察官が下級検察官の処分を是正する機能に期待することにほかならず、検察側の自主的抑止が拡張した起訴裁量権による緩起訴濫用を阻止できないことを想定し、その救済策として交付審判制度が創設された。日本の付審判に似たこの制度によれば、告訴人は再議の却下を不服とするとき、弁護士を委任し書状をもって裁判所に交付審判を申請することができる（第二五八条の一）。すなわち、二回も検察に拒否された異議の当否は最終的に裁判所が判断する。裁判所が合議体の法廷で交付審判決定を作成するとき、事件が起訴されたと見なす（第二五八条の三第一項と第四項）。交付審判手続において委任された弁護士に捜査資料の閲覧・謄写権が付与される（第二五八条の一第二項）。従来、非公開である検察段階[22]における被害者（告訴人）の捜査書類の閲覧・謄写権は、交付審判の導入に伴い初めて、弁護士を委任したこの場合のみに認められるようになった。

ただし、例外として、検察官の相対的不起訴あるいは緩起訴処分に告訴人が同意した場合は、これに対する異議の申立（再議）権が失われてしまう[23]。法は告訴人の再議を交付審判の前提とするため、再議のできない場合では交付審判手続の申請もできない。

三　被害者支援と修復的司法の側面から見た緩起訴

㈠　被害者支援と緩起訴

前述した立法趣旨から見れば、司法資源の合理化が緩起訴制度の主要目的である。緩起訴の裁量基準には特別予防が重視され、社会内処遇が処分の中心内容とされることからも、制度目的とされた被疑者の社会復帰と特別予防が確保されている。

一方、立法理由に並列された「被害者の損害回復」という目的は、一見埋没したように見えるが、各具体的事件において、検察官は第三号命令（損害賠償）を条件にすることができ、ある程度の目的達成が確保されている。旧法時代、微罪処理を想定した相対的不起訴処分には類似する付随命令が存在したが、いわゆる「慰撫金（慰謝料）」という非財産的損害に対する支払いに限られていた。緩起訴導入に伴い、これが第三号命令として受け継がれ、賠償範囲は財産的損害にまで拡張された。これにより、被害者が起訴・公判前の段階で民事訴訟・付帯民事訴訟手続を経ずに、その財産的及び非財産的損害に相当する金銭賠償を得られるようになったため、損害の早期回復に寄与するものである。この命令は債務名義として強制執行に付すことができ、より確実な損害回復を図ることができる。実務では、損害賠償額について、検察官は被疑者・被害者の示談にて提示される金額を第三号命令の額にするケースが多く見られ、賠償について双方の意見が一致する見込みのある事件において、検察官の折衝により合意に至り、その内容を命令の内容とするケースも多くある。こうして、被害者の損害回復という立法目的は、直接の目的とされないながらも、緩起訴に条件を付与することを通じて実現されると評価できる。

損害回復のみならず、緩起訴処分に付加できる諸条件には、被害者支援になり得る事項が多数盛り込まれている。まず、被疑者が第一又は第二号命令を受けた場合、その謝罪や反省など具体的行為により、被害者との関係改善、被害者の心情回復・立ち直りなどに寄与することができる。第七号の保護命令は補助的な項目とされながらも、国を後ろ盾にして被害者の身辺の安全を保護する処分であると捉えることができる。第四号の寄付命令は事件の被害者への支払いではないが、指定された公益団体への寄付は加害者の償いの象徴になり、被害者への抽象的回復でもある。被害者支援を行う団体が支払先として指定されるケースも多く、それにより、加害者の支払いが最終的に被害者に還元されることが期待される。そして、第五号の義務労務はダイバージョンや社会内処遇の効果のほかに、第四号命令と類似する効果も期待されている。以上のように、緩起訴の履行・遵守事項の内容を検討すれば、少なくとも制度枠組みの面では、立法者はある程度、立法理由に明記される被害者の損害回復の範囲を超えて、より広範な被害者支援・保護を図る制度を設けたのではないかと考えられる。この点からすれば、画期的な立法であると評価できよう。

㈡　修復的司法の理念と緩起訴

緩起訴制度を修復的司法の視点から分析する論説が多数存在する。例えば、緩起訴の条件を含めた制度全体には、修復的司法精神の具体化が含まれている[24]、あるいは、台湾の諸制度において、緩起訴制度の各条件が修復的司法の最大化モデルの典型例と評価できる、などである[25]。これらの主張に沿えば、第一から第五号命令は犯罪によって生じた害を修復する活動として評価できるといえよう。このような認識を踏まえて、修復的司法を推進するにはまず緩起訴制度を土台として力を入れるべきと主張する説も少なくない。実際、法務部が検察署を対象に行ったアンケート調査によれば、条件付緩起訴制度には修復的司法精神が融合されていると答えた割合は六五・六％に達し、刑事手続における諸制度のうちで最も評価された制度として認識されている[26]。

上記と類似する観点として、緩起訴制度自体は修復的司法を目的にしたのではないが、制度設計により、その枠内に修復的司法の実現可能な領域が提供されたという主張もある。例えば、場合により被告人の同意が必要であるが、謝罪、悔悟書の提出、賠償ひいては金銭寄付が緩起訴の条件として被告人に出された場合、いずれもその被害者側への修復意識が喚起されることに繋がり、あるいはその意識が形成されることが期待される。これをきっかけとし、加害者と被害者の対話による回復の機会が訪れ、そこには加害者と被害者の対話を促進する修復的司法のプログラムを導入する余地が生まれる。

台湾の法務部が二〇一〇年から二〇一一年にかけて、法改正をしないことを前提に、通達をもって実施した「修復的司法試行計画」は、捜査・起訴段階のみに適用されるプログラムではないが、緩起訴の段階での適用は、修復の結果を検察官の処分に反映させることもその狙いの一つであった。この計画によれば、検察官は加害者・被害者の対話過程、協議と履行状況を処分するときの参考にすることが推奨されている。[27] 同計画の研究チームによるアンケートによれば、試行の結果を緩起訴又は協商手続[28]の参考にしたいと答えた検察官は八二・五％にも達した。思うに、この段階で修復的司法プログラムを取り入れる法的根拠として、緩起訴をする際に酌量すべきとされた刑法第五七条各項のうち、犯罪行為者と被害者の関係、犯罪による危険又は損害と犯罪者の犯罪後の態度、そして、訴追利益など政策的視点と被害者への配慮を含みうる「公共利益の維持」が考えられる。

四　制度の運営状況

㈠　終結状況と主な罪名

二〇一一年まで地方検察署に立件された全事件の終結状況（表一参照）を見ると、緩起訴制度の始まった二〇〇二年とその翌年は、新制度に対応しきれず、緩起訴処分の件数が低迷していたが、三年目以降は安定的な割合を占めており、全体として制度が定着していると評価できる。毎年の嫌疑あり事件の約一五％が緩起訴処分となることから見ると、緩起訴のダイバージョン機能が確実に発揮されているといえる。

緩起訴の割合に対し、「簡易判決」[29]の割合が減少していることは注目すべきである。軽微な事件につき、検察官は処遇手段の選択肢の少ない簡易判決申請を避け、多様な条件を付加することができる緩起訴を選ぶ傾向があると考える。起訴・判決によるラベリングを回避するという刑事政策面での意味は評価できよう。これに対し、僅かながら「相対的不起訴」処分の割合も減少傾向にあり、裁量により起訴放棄で済ませられるはずだった事件に対し、検察官があえて緩起訴処分をした可能性があると考える。

刑法各章及び特別法別統計（表二参照）を見ると、緩起訴された事件には台湾刑法第一一章の「公共危険の罪」[30]の事件数が圧倒的に多く、そのうちのほとんどが刑法第一八五条の三第一項飲酒運転罪の事件であるといわれる。近年、公共危険の罪、窃盗の罪、覚せい剤犯罪（「毒品危害防止条例」[31]に刑罰が設けられた各罪名）が上位を占めており、これが毎年の犯罪統計の上位を占める罪名と相当合致している。[32]二〇〇七年から、覚せい剤犯罪に対し、緩起訴の第六号命令の禁絶治療を条件にし、起訴せずに積極的に社会内処遇を行う方針が確立され、それと同時に、第七号（被害者保

（表一）地方検察署事件終結状況

年	総　計	嫌疑あり					絶対的不起訴（件数）	その他
		合計（100%）	通常公訴（件数・%）	簡易判決（件数・%）	緩起訴（件数・%）	相対的不起訴（件数・%）		
2001	289,141	135,916	63,542（46.8）	65,961（48.5）	--　（--）	6,413（4.7）	91,236	61,989
2002	293,206	137,865	59,070（42.8）	66,219（48.0）	3,221　（2.3）	9,355（6.8）	93,643	61,698
2003	287,477	133,828	47,867（35.8）	65,137（48.7）	13,269　（9.9）	7,555（5.6）	91,574	62,075
2004	299,935	147,992	49,412（33.4）	69,439（46.9）	21,999（14.9）	7,142（4.8）	83,192	68,751
2005	340,196	164,665	59,682（36.2）	74,942（45.5）	24,626（15.0）	5,415（3.3）	90,482	85,049
2006	373,398	192,953	70,705（36.6）	88,184（45.7）	27,898（14.5）	6,166（3.2）	101,902	78,543
2007	402,115	224,274	88,006（39.2）	100,416（44.8）	29,467（13.1）	6,385（2.8）	106,863	70,978
2008	413,125	237,941	94,334（39.6）	105,040（44.1）	32,162（13.5）	6,405（2.7）	108,246	66,938
2009	406,896	227,846	85,023（37.3）	102,156（44.8）	33,894（14.9）	6,773（3.0）	112,722	66,328
2010	410,387	230,790	88,716（38.4）	98,708（42.8）	37,614（16.3）	5,752（2.5）	117,746	61,851
2011	400,893	230,398	88,338（38.3）	93,713（40.7）	43,119（18.7）	5,228（2.3）	117,491	53,004

註：①法務部資料により作成。②緩起訴制度は 2002 年 2 月から施行された。③%の合計は四捨五入とした。

（表二）地方検察署緩起訴事件統計順位表（刑法各章及び特別法別）

順位／年	1	2	3	4	5
	名称（件数）	名称（件数）	名称（件数）	名称（件数）	名称（件数）
2002 2～12月	公共危険の罪（1,246）	窃盗の罪（294）	文書偽造の罪（176）	殺人の罪（173）	児童及び少年性交易防止条例（170）
2003	公共危険の罪（6,225）	窃盗の罪（893）	文書偽造の罪（765）	児童及び少年性交易防止条例（653）	殺人の罪（581）
2004	公共危険の罪（12,560）	児童及び少年性交易防止条例（1,232）	窃盗の罪（956）	殺人の罪（787）	文書偽造の罪（783）
2005	公共危険の罪（14,264）	児童及び少年性交易防止条例（1,335）	窃盗の罪（1,087）	殺人の罪（825）	文書偽造の罪（824）
2006	公共危険の罪（15,420）	児童及び少年性交易防止条例（1,598）	窃盗の罪（1,234）	文書偽造の罪（939）	風俗妨害の罪（875）
2007	公共危険の罪（14,377）	児童及び少年性交易防止条例（2,262）	詐欺の罪（1,577）	窃盗の罪（1,215）	風俗妨害の罪（1,219）
2008	公共危険の罪（16,402）	風俗妨害の罪（1,875）	毒品危害防止条例（1,755）	商標法（1,358）	窃盗の罪（1,296）
2009	公共危険の罪（19,425）	毒品危害防止条例（2,418）	窃盗の罪（1,390）	商標法（1,246）	文書偽造の罪（1,137）
2010	公共危険の罪（22,889）	毒品危害防止条例（2,823）	窃盗の罪（1,392）	商標法（1,306）	文書偽造の罪（1,038）
2011	公共危険の罪（26,768）	毒品危害防止条例（4,455）	窃盗の罪（1,585）	商標法（1,398）	文書偽造の罪（952）

註：法務部資料により作成。

（表三）2002 年～ 2011 年項目別緩起訴人数統計表

年度	被害者に謝罪（第 1 号）	悔悟書の提出（第 2 号）	損害賠償を支払う（第 3 号）	指定団体に寄付（第 4 号）	義務労務の提供（第 5 号）	治療補導等の措置（第 6 号）	被害者保護命令（第 7 号）	再犯予防命令（第 8 号）	延べ人数
2002	29	72	74	259	192	2	5	23	656
2003	249	2,050	372	6,285	1,664	8	18	1,071	11,717
2004	311	5,014	478	17,569	2,365	32	19	1,893	27,681
2005	253	6,978	460	20,674	2,460	68	46	1,931	32,870
2006	263	7,701	499	24,100	3,250	121	52	3,669	39,655
2007	220	10,090	485	24,798	3,746	543	162	4,970	45,014
2008	269	9,927	602	25,218	5,001	1,085	1,071	12,509	55,682
2009	218	7,568	718	24,567	6,338	1,389	2,371	16,742	59,911
2010	231	7,479	686	28,362	6,173	2,419	1,538	18,453	65,341
2011	285	8,107	727	32,463	4,954	3,533	207	16,769	67,045

註：①法務部の資料により作成。②単位：人。③検察官の指定できる命令は一項目に限られていないため、各項を合計した人数は当年度処分を受けた総人数とは異なる。

護命令）と第八号（再犯予防に必要な命令）も大量に運用され、この三つの項目の増加が目立つようになった[33]（表三参照）。緩起訴を活用するこの政策も、ダイバージョン効果に寄与していると考えられる。

(二) 各履行・遵守条件の運用状況

緩起訴の人数及び命令別統計（表三参照）によると、制度の活発な運用状況が窺える。検察官の命じた履行・遵守条件のうち、最も多いのは第四号命令（指定団体に寄付）である。刑事訴訟法によれば、支払先が公庫、指定された公益団体、地方自治団体に限定されているが、その金額については検察官が事件の具体状況によって決めるのが現状である。全国一致の基準は存在しないが、検察署によって独自な基準が設けられたこともある[34]。

現在、第四号命令（指定団体に寄付）により得た通称「緩起訴処分金」という金銭は、立法当初に予想されなかった莫大な財源となっており、その運用に注目が集まっている。特筆すべきは、「公益団体」への支払い総額のうち、財団法人犯罪被害者保護協会（以下、「保護協

会」という）、更生保護会、観護志工（保護観察ボランティア）協進会など犯罪被害者支援団体・更生支援団体への寄付が高い割合を占めていることである。[35]「保護協会」は「犯罪被害人（＝被害者）保護法」の規定によって設立され、犯罪被害者支援の目的に特化された官的色彩の強い財団法人である。従来、その運営は国（内政部、法務部）の寄付に頼ってきたが、近年は国の財政難などの理由により、緩起訴処分金で運営予算を賄うことになり、国の寄付を上回っている状況になっている。二〇一二年の統計によれば、保護協会へ寄付した緩起訴処分金は二億七四三万台湾元（約六億九〇〇〇万円）[36]で、もはやなくてはならない重要な財源である。保護協会のみならず、近時、公庫に支払った緩起訴処分金を犯罪被害者補償金の財源にする法改正がなされ、国による被害者支援事業は税金によらずに運営するという方針が見えてくるといえよう。[37]しかし、第四号命令の運用により、政府の財源充実と予算削減、並びに被害者支援活動などには役立つものの、寄付金額の妥当性に疑問を抱く意見もある。[38]そして、「金銭で制裁を逃れられる」というマイナスイメージがもたらされたと懸念されていることも事実である。

次に、第五号の義務労務の提供について、緩起訴処分としての義務労務は刑罰ではなく、被疑者の同意が必要であるうえ、その特性に応じて義務労務を指定するべきである。これに関して、法務部の制定した「検察機関辦理緩起訴處分作業要點」には、検察官は被疑者の犯した罪名のほか、性別、家庭状況、身分、職業、経歴、専門、身体能力、素行と参加意向を確認したうえで、保護観察官が義務労務の手配を行うとされており、[39]犯罪者の改善更生との連携が確保されている。こうして、慎重な姿勢で行われた第五号処分は高い評価を得ているといえよう。[40]

一方、被害者の利益に直結する第一、三、七号命令の運用が低い水準に留まっていることは問題視されている。以下では、まず制度の沿革と目的の側面からこの問題を検討する。それに加えて、近年議論されている修復的司法理念の側面を中心に、制度の新たな発展方向を検討し、さらに、異議申立て制度における被害者の地位から見えてきた問題について、若干の意見を述べる。

五　制度に対する検討

㈠　被害者への配慮に消極的な検察官

前掲統計によれば、緩起訴の遵守・履行事項のうち、被害者利益に繋がる第一（謝罪）、第三（損害賠償）、第七（被害者保護命令）号の運用は低迷していることが分かった。緩起訴に付した事件の大多数が被害者なき犯罪であることを含めて考えても、その適用率があまりにも低すぎると、しばしば指摘されている。[41] 第三号（損害賠償）命令がこの数年増加傾向にあることを根拠とし、検察官が徐々に被害者の損害回復を重視してきたと分析する反論[42]はあるが、その増加は毎年の緩起訴総件数の増加に伴う自然増なのではないかと考えられ、その適用率の低さは依然変わらないといえよう。適用率の低さは、検察官が処分をする際、被害者の心情や意見がそれほど考慮されていない可能性が高いことを示していると指摘されている。[43] 正に、検察官が被害者の事情を考慮することについての消極的な姿勢が、その要因であろう。

前述した通り、緩起訴制度は旧法「相対的不起訴」の規定の一部を吸収して作られたものであり、現行法における遵守・履行項目とされる第一から第三号命令は、旧法相対的不起訴の付随命令にあたる。当時は検察官が被害者（告訴人）の同意を得たうえで、謝罪、悔悟書の提出、又は慰撫金（慰謝料）の支払いを条件として、被疑者を不起訴処分に付するという形で規定されていた（旧法第二五三条）。しかし、旧法時代では、現在の第一から第三号命令に当たる付随命令の運用も低迷しており、制度の実効性まで疑問視されるに至っていた。[44] 消極的な運用は当時検察官の裁量権がかなり制限されていたこと、あるいは、被害者同意が得難いことと関係があろうが、やはり検察官の姿勢が積極

的でないことが要因であろう。裁量権が拡大された近年でも、検察官が消極的な姿勢を保ったままで条文を適用してきたことが、現在の低い運用率に繋がっているのではないかと考えられる。

一方、旧法において付随命令を付加する際に必要とされた被害者（告訴人）の同意規定は、緩起訴制度導入に伴って削除され、被害者が緩起訴処分決定の手続に係わることのできる法的根拠が失われ、より受動的な立場に陥ったといえよう。しかし、それを踏まえても、緩起訴処分を行うにあたって、被害者の事情を無視することができることを意味するものではない。前述のように、緩起訴制度は、被害者の損害回復のみならず、より広範な被害者支援が制度目的に内包され、検察官はあらゆる緩起訴処分を行う際、被害者の事情を十分考慮しなければならず、そうでなければ、制度目的を果たすことができない。例えば、第三号の被害者に損害賠償する命令は、早期の損害補塡、訴訟資源の合理化、民事訴訟に伴う被害者の労力の回避が期待されるが、最も被害状況に詳しい被害者をないがしろにした賠償処分で被害者を納得させられるのかが疑問である。処分内容を不満に思う被害者が異議（再議）を申し立てること、あるいは、民事訴訟に踏み切ることもあり得るため、上記の諸目的に反することになりかねない。また、遵守事項の履行に被害者の協力が必要である場合では、事前に被害者の理解を得なければ被告人の履行が困難になり、緩起訴処分が取り消されることも考えられる。検察官が捜査中に被害者を参考人として取調べをしたとしても、被害状況に詳しい被害者の心情・意見をじっくり斟酌しなければ、適切な「被害者の安全を確保する必要な命令」の内容を作ることも困難であり[45]、加えて、被告人に不用意な謝罪を命じれば、かえって被害者の感情を害するおそれもある。

緩起訴の大量運用と共に、表舞台に出されたように見える被害者は、以上のように、多くの場合では履行利益（例えば賠償や謝罪）の対象者に過ぎない。いかに被害者の利益になる制度であっても、その目的の達成は依然として検察官の姿勢如何による。立法論として、起訴段階において被害者の陳述制度を設け、検察官の公訴権行使に意見を陳述することにより、被害者の意見を確実に反映させられるようにするという意見は、問題の改善に繋がるかもしれ

ない。[46] しかし、現状は、論者も峻烈に批判したように、単に検察官に条件を付加する権限を付与し、その条件の履行などを根拠に起訴か否かを決める現行法は、実際は加害者・被害者の意思を尊重し、ひいては市民関与を促進することには甚だ及ばず、むしろ検察官の裁量権拡大としかいえない。[47] 被害者の利益になる処分運用の活性化とその根本にある検察官の意識改革は、今後緩起訴制度の重要課題であると思われる。

(二) 修復的司法理念に基づく運用について

近時、一部の研究は、緩起訴制度導入による検察官の権限拡大に伴う検察官の職能変化に注目している。それらの見解は、要するに、近時の刑事政策思潮の転換で、刑事手続においての被害者を重視せざるを得なくなり、緩起訴制度の導入により、検察官は単に犯罪を訴追するだけではなく、加害者・被害者の個別な状況に応じて対応すべく、ひいてはその対話・和解の仲介役にもなることになったというものであり、[48] そして、緩起訴制度は修復的司法精神に適合しており、検察官自身が修復の促進者であると指摘している。[49]

現状分析のみならず、緩起訴制度の可能性に期待感を寄せるなかで、修復的司法理念を実現できる制度を緩起訴制度に取り入れるべきというような立法提言がなされている。具体的には、修復会議（註：被害者と加害者による対話、又はその他関係者を加えたカンファレンスを指す。）を緩起訴の条件として制度に取り込む、[50] あるいは、緩起訴の対象事件に対し、処分の手続に入る前に修復会議を先行させるなどというものである。[51] 提言段階に止まらず、前述した台湾政府の「修復的司法試行計画」により、起訴・緩起訴段階で修復的司法プログラムが実際に運用される例もあった。上記の提言や試行計画は、いずれも、緩起訴制度を土台にして、損害修復を重視する直接対話型プロセスによるプログラムを追加する主張である。つまり、典型的な最大化モデルと評価された緩起訴制度の中で、より純粋モデルに近い制度を作るべきであると強調している。しかし、修復的司法理念に基づくプログラムを緩起訴の手続に織り込むこと

について、疑問がないとはいえない。

まず、検察官に修復プログラムを託すべきかは疑問である。取調べにおいて、検察官は被害者に細心の注意を払い、特別予防の観点では行為者の改善更生の可能性などを考慮しつつ、双方の間の示談や和解などを判断材料にして、緩起訴処分の適否を判断すべきではあるが、これは検察官が訴追官としての職務を遂行するためであり、必ずしも加害者・被害者の対話を促進するためではない。修復的司法に関する事項を果たすには適切な専門知識を要し、すべてを検察官に任せるのは過剰な期待であるのみならず、プログラム実施効果に検察官による個人差があれば、これにより処分の違いが出た場合、かえって訴追官としての検察官による処分の公正性を損なうことになる。

また、修復的司法プログラムの目的の達成には問題も生じかねない。修復的司法プログラムを緩起訴の条件にする、もしくは、緩起訴手続の前段階に一律にプログラムを実施する場合、プログラムの目的は対話によって損害を修復することであるとしても、対話の結果は検察官の処分形成に影響を与えることになる。そのため、当事者が緩起訴を念頭に置いて参加することになりやすく、対話が最終的な真の事件解決に導かれるものもあれば、自身の訴訟上の利益に導かれるものもあり得る。対話は加害者の修復意欲を促進する可能性があるが、後者の場合、得た対話の結果に被害者にとって好ましくない内容が含まれることもあり得る。被疑者は処分上の利益を得るために、相手の要求を鵜呑みし、後日履行不能に陥れば、処分の取消しや起訴などの不利益を受けかねない。被害者側にも、その不履行によって再び損害を被るリスクがある。

さらに、緩起訴は成立当初より、捜査が不十分である事件、又は起訴判断が困難である事件の逃げ道になりかねないという懸念がなされてきた[52]。このような事件を起訴し敗訴の不利益を受けるより、緩起訴処分をするほうが容易なうえに、処分をする際に、告訴人の同意さえ得られれば、その異議申立ての道が閉ざされ、裁判所による検察官の判断を覆す審査も不可能になるためである。修復的司法プログラムが緩起訴の条件などの形で手続に織り込まれれば、

これが道具化され、検察官が和解を強要する、あるいは、告訴人（被害者）の同意を得るための手段と化すおそれがないとはいえない。

以上のように、修復的司法プログラムの起訴・緩起訴での運用は、まだ提言や試行段階にあるが、その実施方法による弊害を看過できない。下手をすれば、修復的司法の趣旨に反することになりかねない。試行段階においては処分権を持つ検察官が修復的司法プログラムの実施に関与することを容認しても、正式に導入する際は、それを排斥すべきという提言[33]は、傾聴に値するであろう。要するに、修復的司法やその実践策を肯定しながらも、その導入にあたり、慎重な姿勢を取らなくてはならない。

㈢　異議申立てと取消し申請手続における被害者の地位

検察官の不当な不起訴・緩起訴処分に対するコントロール策とされる再議と交付審判手続、及び条件付緩起訴の履行・遵守事項違反に対する取消し申請の手続において、被害者の地位にかかわる制度面の問題としては、主に以下の二点である。

まずは、異議申立ての手続が煩雑で情報提供が不十分であることである。法には以前から、検察の不当な不起訴処分に対し、検察同一体の原則の指導監督機能を働かせる再議手続が設けられており、緩起訴の導入により、裁量権濫用防止のために、さらに裁判所が審査を行う交付審判制度が新設された。しかし、二段階審査である再議自体は手間のかかる手続であるにもかかわらず、その上に交付審判手続を加えた結果、手続はさらに煩雑になっている。それに加えて、交付審判を行うには弁護士を委任しなければならず、被害者にとっては大きな負担である。検察段階において、捜査非公開原則により、被害者は参考人として取り調べられる以外に、捜査に関する情報を知ることができない。交付審判の新設により、捜査書類の閲覧・謄写権が初めて委任弁護士に付与されたが、それ以外の場合では、被害者

側に情報が提供されていない状況は改善されていない。交付審判手続に進むには予め再議を提起しなければならない現行制度では、十分な情報を得られない被害者は検察官の処分を不満に思っても、的確な再議書状でさえ提出することが困難である。裁判所が審査を行う制度を設けた以上、再議先行原則を維持する必要性については、議論する余地はあろう。

二点目は、異議の申立て、又は緩起訴処分取消しの申請手続において、提起権者が告訴人に限られることである。条件付緩起訴の場合、処分を受けた被疑者は履行期間内で遵守事項に違反すれば、法には「検察官は職権又は告訴人の申請により、緩起訴処分を取り消すことができる」と規定されている（第二五三条の三）。条件とされる事項において、被害者は履行の対象になったり（例えば、謝罪や賠償）、あるいは、履行の利益（例えば、悔悟書の提出、被害者の安全を保護する命令、再犯防止の命令など）を受ける立場に立ったりするため、被害者と関係のある事項は多い。しかし、被害者と告訴人が必ずしも一致するわけではなく、違反の場合は被害者利益への影響が大きいため、履行違反について、告訴人にのみならず、被害者にも取消しの申請権を付与すべきである。検察官の不当な不起訴・緩起訴に対する抑止手続においては、前述の通り、再議手続は異議申立ての入口にあたる。しかし、その提起権者も被害者ではなく、告訴人に限られるため、一部の事件では、被害者の告訴権が行使されなかった場合、被害者がいるにもかかわらず、申立ての提起ができないこともあり得る。

台湾の交付審判制度は、日本の付審判請求・準起訴手続、及びドイツの起訴強制手続を参考としたものと見られる。申立権者に限定し上記の制度を眺めてみると、日本の制度は公務員職権濫用など特定された罪種のみに適用され、台湾制度の趣旨と異なっているが、その申立権者が告訴人・告発人とされ、ドイツの制度は犯罪の被害者とされている。[54] 日本の検察審査会への審査申立て制度も、その申立権者は告訴人だけではなく、告発人と犯罪被害者（又はその遺族）が含まれている。[55] 制度の参考とした日本とドイツの制度が台湾の制度より被害者の意見を反映しやすいのは明白

である。今後、再議と交付審判の提起権者についての台湾法の規定は、検討・改善する余地があると思われる。

六　日本での運用可能性の検討

前述のように、台湾の緩起訴制度の導入にあたって、事件を手続から外す機能を有することが重視された。警察に微罪処分権のない台湾とは異なり、日本では、認知された事件のうちの高い割合で警察の微罪処分により処理される。そのため、日本では、緩起訴のような制度を、単なるダイバージョン策とした場合、その運用可能性についての検討は価値が少ないように思われる。もっとも、緩起訴制度は、微罪のダイバージョン機能のみならず、微罪に限らず、対象事件につき、条件など諸措置により訴追利益を達成させ、起訴を回避する特徴を有している。検察官は多様な履行・遵守事項を命令することにより、被疑者に対し裁判所では行い得ない処遇を行うことができ、場合により、これが被疑者の支援にもなり得る。そのうえ、制度の運用面での被害者支援のメリットも見逃すことができない。これらの点から見れば、被疑者に対する処遇の面の薄く、かつ、被害者への配慮が不十分であると思われる起訴猶予制度とは対照的である。そのため、処遇又は支援の観点から、緩起訴やそれと類似する制度の運用検討は意義があろう。

㈠　条件付起訴猶予について

日本における台湾法のような条件付起訴猶予の運用の可否について、まず、被疑者の自由や財産に制限を加える内容を条件にする場合、運用の法的根拠を求めなければならないことが問題となる。日本刑事訴訟法二四八条のみが起訴猶予の法的根拠とされている現状では、処分そのもの以外に、検察の命令により被疑者に何らかの措置を受けさせるための法的根拠が得難く、更生に益する措置であっても、それに参加するか否は、被疑者の意思によるものにほか

ならない。起訴猶予処分を受けた者に対して行うことのできる数少ない処置のうち、更生緊急保護制度においても、「（対象者の）意思に反しない」ことがその法的要件とされている。[56] 被疑者同意が求められる場合では、その任意性が問題になり得ることはいうまでもなく、特定の事項を訴追猶予の条件にすることは、被疑者が条件とされる措置の内容を守らなければ訴追にさらされる可能性があることを意味することになる。しかし、自由制約は被疑者の同意により正当化できるのかを別論にしても、被疑者が条件を履行した場合、訴追されない制度的担保が問題となる。台湾法では、緩起訴が確定されると確定力が付与され、原則的に同一事件につき被疑者が再び訴追されることはない。ドイツ法では、被疑者が指定された事項を履行した場合、これが訴追障害として認められ、手続打切りの理由とされている。これに対し、日本法では、一旦起訴猶予に付されると、よほどの事情のない限り再起が行われない実務慣行があるにもかかわらず、理論上では、後日に起訴猶予を取消し再起をしても二重危険の概念に当たらず、憲法違反にならない[57]ため、再起の可能性が公訴時効完成まで残されているわけである。自由制限を伴う条件を受け入れても訴される懸念が払拭できない現制度の枠内では、条件付起訴猶予の運用について疑問が残されていると考えられる。

㈡　福祉との連携と経過観察的起訴猶予について

前述のように、起訴猶予は日本の文化的伝統や国民の法意識に適合すると考えられ、その運用は日本の低犯罪率にも寄与していると指摘される。しかし、個別の犯罪類型において、起訴を回避しようとしても、現在の起訴猶予のやり方では対応しきれず、それ以外に何らかの措置を講ずることが必要な場合もある。制度面の違いにより、日本制度では起訴猶予処分に条件を付加することが難しいのであるが、被疑者・被害者に対する支援の見地から、緩起訴のような諸外国の制度内容は参考にならないわけではない。緩起訴制度には、被害者の経済回復・立直りに資する内容があることは勿論だが、第六号命令（治療補導等の処置）は、特定の被疑者にとっては支援でもある。緩起訴処分に設

けられる猶予時間は、時間の経過と共に社会内で自己更生する被疑者を見守る効果を有することも見逃すことができない。このように、検察段階での適切な介入を伴うダイバージョン策として捉えれば、日本制度の参考になり得るのみならず、現制度の枠内においても、類似する効果のある措置を採ることは不可能ではないと考える。

近時、障がい犯罪者の処遇と福祉の連携について注目が集まっている。従来の障がい犯罪者を通常の刑事施設に収容するやり方では、その障がいの特性や問題に見合った処遇の十分に行われていないことが問題視された。訴追や実刑を回避し、より早い段階で適切な福祉的支援に繋げることができれば、以後の再犯を防ぐことのできる場合があると考えられる。そのため、近年、比較的軽微な罪を犯した障がい者のうち、福祉的支援を必要とし、福祉的対応が適切に行われることで再犯の防止が期待できる者を起訴猶予や保護観察付執行猶予とし、福祉に繋げる支援事業が実施されている。[58] 台湾法のように、治療や補導などの措置を条件にし緩起訴処分に付するというような強力的な処遇方法ではないが、起訴猶予段階での福祉との連携による予防効果が期待される。

福祉的支援との連携のほか、検察の段階で適切な経過観察を伴う「経過観察的起訴猶予」が提唱される。この運用法は要するに、現行法の枠内で、新たな事件の発生を未然に防止しうる適切な処理の仕方として、一旦は当該事件を起訴猶予として処理した後、ある程度の期間内で、被疑者やその家族、被害者と連絡を取り合い、その間に新たな問題を起こさなければ起訴猶予ということで確定し、通常の不起訴事件として終了するが、被疑者が更生しておらず、再犯のおそれが払拭できない場合では、当該事件を再起して起訴を検討する、というものである。

経過観察的起訴猶予は現行法を前提にするため、その実施の法的根拠には問題が生じないのであろう。また、起訴猶予制度の形成過程においては、その妥当性を証左し得る歴史的な事情が存在する。[59] 最初の起訴猶予は、過剰収容の緩和など訴訟経済・経費節約の目的で、微罪処分対策として治罪法時代から実務慣行により運用し始められたが、大正時代、その範囲が重罪まで拡大した。微罪以外の適用については、「苟も科刑に依らずして他に膺懲の道あるもの

にありては之を不問に付するも毫も刑政に害あることない」というような旨が当時の訓示により繰り返し強調され、微罪でない事件の起訴猶予は、「被疑者の一身事情に顧み一定の期間起訴を猶予して其間の行状を観察し、非行あるときは起訴の手続をなすべき目的を以てする不起訴処分を指す」と微罪処理と区別される。いい換えれば、もとより、微罪事件については、訴追しなくても公的利益を損なわないが、微罪でない事件については、原則的に行状観察などその他の手段に託すことにより、公訴の必要がないと判断し得る場合にのみ訴追しないのである。このような論理は、基本性格を踏襲してきた現在の起訴猶予においても、その運用の根拠の一つとして考えられる。いうまでもなく、昭和初期の思想犯保護観察法のように、更生という建前で、起訴保留ないし猶予処分に起訴猶予者に対する保護観察を付加し、人権蹂躙まで発展したやり方については否定しなければならない。といっても、例えば、昭和三十年代に行われた「横浜モデル」[60]と呼ばれる保護観察付起訴猶予復活の試みに対し、起訴猶予と保護観察の結合の妥当性を中心に行われた批判[61]は傾聴に値するが、更生保護以外の介入を伴う起訴猶予を一概に否定すべきではない。たとえ経過を観察することにより、新たな事件の発生を未然に防止し得るとしても、やはり、検察の介入が最小限にとどまる謙抑的な運用でなければならない。

経過観察的起訴猶予という運用は、再犯防止の側面での機能があると考えられる。例えば、起訴猶予相当事案を繰り返す者にかかる事案（とりわけ、高齢犯罪者の場合）[62]や薬物事犯において、その効果が期待される。そして、経過期間中に被害者への配慮をすることができ、被害者支援の側面での機能を果たすというメリットも考えられる。例えば、家庭内暴力事犯の処理において、必ずしも罰金刑や自由刑による事件の終了ではなく、被疑者の更生と家庭生活の維持こそ被害者が望んでいるため、この経過観察的起訴猶予の運用により、被疑者処遇と被害者支援の両立が期待できる。[63]

一般的には、起訴猶予処分を行う際に考慮された事項について、実務慣行から形成された理由[64]のうちに、「被害弁

償」、「示談成立」、「被害者宥恕」などがよく挙げられる。仄聞ながら、実務では、加害者と被害者の和解により被害者の宥恕が見込める事件では、被害者が宥恕を表してから検察が事件を起訴猶予処分に付する方法が存在し、経過観察的起訴猶予に近い運用法である。この運用法の延長として、被害弁償や示談成立の事件においても活用できると考える。現在では、刑事訴訟手続における和解が裁判上和解と同一効力を有すると認められる制度や損害賠償命令の申立て制度など、[65]被害者の回復に資する制度があるが、いずれも公判中の制度である。検察の段階では、被害弁償や示談は往々にして被疑者に有利な事項として考慮されるが、起訴猶予に付した後に、十分に履行されていない可能性も考えられないことではない。犯罪による被害者の損失を賠償する事件では、経過観察的起訴猶予を運用し、被疑者の賠償意欲や態度、あるいは支払の状況を観察し、適切な程度に達したと思われるときに起訴猶予処分を確定させれば、被害者の損害回復が確実に確保できるであろう。損害回復のみならず、再び被害者に害を与えない適切な行動を取るようにという旨を被疑者に告げ、ある程度の期間でその経過を観察してから起訴猶予を確定させるというような再犯予防での運用も期待できるであろう。

七　おわりに

本稿は、第五章まで、被害者支援、被害者の法的地位、修復的司法などの側面に重点を置き、制度内容と運営状況の分析を通じ、学説整理を含め台湾の緩起訴制度を検討した。

まず、緩起訴は、そのダイバージョン効果により、立法理由とされた訴訟資源の合理化を果している上、条件付緩起訴の運用により、被疑者に対し、より適切な処遇ができるようになり、刑事政策面で意味が大きいと評価できる。被害者の損害回復を緩起訴制度の立法理由にまで取り上げたことは、被害者重視の表れであり、それは制度の直接の

目的ではないが、履行・遵守事項の付与を通じて実現されることである。履行・遵守事項の分析検討から、立法者にはある程度、立法理由の範囲を超えて、より広範的な被害者支援・保護を図る制度を設ける意図のあることが確認された。それに加えて、緩起訴処分により得た金銭が被害者支援機構や犯罪被害者補償金の財源に充てられており、より充実した被害者支援が期待される。当制度は、台湾の被害者支援諸制度においては重要な制度であると評価できる。しかし、本稿の分析では、検察官は緩起訴処分を行う際、被害者事情の考慮が不十分であることや被害者支援に資する命令の適用に消極的な姿勢を取っていることが分かった。制度全体の目的の達成には、検察官の意思改革は重要であろう。

そして、緩起訴制度は修復的司法理念と馴染みやすい制度として、緩起訴制度に修復的司法理念に基づく制度を導入する試みや提言がなされている。しかし、その理念を肯定しても、修復的司法のプログラムを緩起訴処分の条件にするなど実施方法により弊害をもたらすことも考えられるため、導入にあたり慎重な姿勢が求められる。

また、異議申立てと取消し手続における被害者の地位について、異議申立ての手続が煩雑であることと情報提供が不十分であることが現制度の欠点として確認され、両手続の提起権者が告訴人に限定されることから、類似する制度のある日本やドイツと比べると被害者の意見が反映しにくいことも確認された。これらの点は改善する余地がある。

第六章では、緩起訴のような制度を、訴訟資源合理化のための対策としてではなく、その他運用面でのメリットを見据え、その日本での運用可能性について検討を加えた。法的根拠の欠如と制度設計の問題で、条件付起訴猶予の運用は難しいと確認されたが、被疑者・被害者に対する支援の見地から、検察段階での適切な介入を伴うダイバージョン策として、起訴猶予と福祉との連携、あるいは経過観察的起訴猶予などより、効果的な起訴猶予の運用策は期待し得ると考えられる。

今後、被害者支援策との連携や検察段階における修復的司法関連制度の導入など、緩起訴制度の実施・発展状況を

注目していく必要があるのであろうが、日本の起訴猶予制度のあり方の模索にあたって、台湾を始め諸外国の制度は参考にするに値することであろう。

（1）太田達也「日本における犯罪者の再犯状況と刑事司法制度改革」、河合幹雄＝小関慶太編集「現代日本の犯罪発生率の低さを理解する」（二〇一二）所収、五四頁。

（2）二〇〇〇年代初期の台湾では、刑事訴訟制度全般に対する見直しが行われた。そのうち、職権主義の訴訟構造の下で検察官の立証活動が不足するなど糾問的な運用に対する解決策として、当事者主導の要素を取り入れ、実施の少なかった交互尋問を的確に行わせる「改良式当事者主義」制度が導入された。この改革は台湾の刑事訴訟全体に大きな影響を与えることとなった。

（3）本稿では、特段の説明のない限り、脚注を含み取り上げた法文は台湾刑事訴訟法である。

（4）第二五一条第一項「検察官は、捜査で得た証拠によって、被告人に犯罪の嫌疑があると認めるに足りるときは、公訴を提起しなければならない」。

（5）当時の刑事訴訟法第二五三条第一項によれば、相対的不起訴の適用範囲は当時刑法第六一条に定められた罪名に限られた。そのため、原則として、窃盗罪、横領罪、詐欺罪、贓物罪のほか、法定刑が三年以下の有期懲役又は拘役（二か月以下に限定される短期自由刑）の罪、並びに法定刑が罰金のみに処する罪しか適用しなかった。

（6）黄東熊「我國近十幾年來公訴權運作之回顧與展望」檢察新論第七期（二〇一〇）一八九頁。

（7）例えば、平成二三年に一般刑法犯では、全検挙人員の三二・六％が微罪処分により処理された。平成二四年版犯罪白書（二〇一三）四二頁。

（8）第二五三条の一の立法理由。立法院公報九十一巻第十期（二〇〇二）九三六頁。

（9）同前註。

（10）①犯罪が軽微であり、訴追利益が存在しない場合（軽罪の行為者の責任がわずかであり訴追しなくても公的利益を損なわない微罪不起訴の場合。ドイツ刑事訴訟法第一五三条）、②訴追利益が他の方法で達成できる場合、③訴追利益と比べて国の利益が優越である場合、④被害者自身が訴追を行い得る場合。クラウス・ロクシン「刑事訴訟法」（中国語簡体字版）法

律出版社（二〇〇三）一〇三頁。

（11）ドイツ刑事訴訟法第一五三条aに定められている内容によれば、一定の場合に、検察官が被疑者に対し、賦課事項（負担）又は遵守事項を課し、公訴の提起を暫定的に猶予することができる。指定内容の履行について、期間が設けられ、被疑者が履行期間内で指定された事項を履行したときには、その犯罪行為を軽罪として訴追することができない。再度訴追される場合、訴訟障害があると認め、手続打切りの理由となる。

（12）廖正豪「緩起訴制度的任務與前瞻」刑事法雑誌第五六巻第四期（二〇一二）六頁。一説によれば、緩起訴適用範囲は重罪が排除されたものの、実際は刑法犯罪類型の八割以上をカバーしているため、広すぎて不当であると指摘された。柯耀程「緩刑與緩起訴附條件之分析與檢討」軍法專刊第五六巻第四期（二〇一〇）一〇九頁。

（13）台湾の刑事訴訟法では、公訴提起を境目に被疑者・被告人という用語を使い分けることによらず、捜査・公判段階とも被告人と称される。本稿は、構成上の便宜のため、まだ起訴されていない捜査の対象者のことを被疑者と訳する。以下同様である。

（14）条項順によれば次の一〇種類である。犯罪の動機及び目的、犯罪時に受けた刺激、犯罪の手段、犯罪行為者の生活状況、犯罪行為者の素行、犯罪行為者の知的程度、犯罪行為者と被害者の関係、犯罪行為者の義務違反の程度、犯罪による危険又は損害、犯罪後の態度。

（15）張麗卿「刑事訴訟法理論與運用」五南圖書（二〇〇八）四九七頁。

（16）張麗卿前掲註（15）四九七頁、林鈺雄「刑事訴訟法（下）」元照出版公司（二〇一〇）七八頁。

（17）黄朝義「刑事訴訟法（増補一版）」一品文化（二〇〇七）二九二頁。

（18）第一号（被害者に謝罪すること）及び第二号（悔悟書を提出すること）は、被疑者の自由を制約する命令であり得るが、この二つは、緩起訴制度を導入する以前に、相対的（職権による）不起訴に付する際の付随命令として規定され、被疑者の同意は必要とされなかった。このような規定は緩起訴導入後もそのまま継承され、現在に至る。

（19）法務部通達「検察機関辦理緩起訴處分作業要點」（二〇〇九年一二月二九日修正）、二の（四）。

（20）ちなみに、検察官が不起訴又は緩起訴処分をした場合、その理由の記載された処分書を告訴人、告発人、被告人、弁護人に送達しなければない。緩起訴処分による履行又は遵守事項に関係する被害者、機関、団体又はコミュニティにも同様である（第二五五条）。

(21) 最高法院（＝最高裁判所）九四台非二一五号判例。誤って同一事件を起訴した場合、裁判所は起訴には法律違反があるという理由で公訴棄却判決を下さなければならない（第三〇三条第四号）。

(22) 第二四五条第一項「捜査は、これを公開しない」。台湾では検察段階をすべて捜査と呼ぶ。

(23) 第二五六条第一項但書：「但し、第二百五十三条又は第二百五十三条の一（註：相対的不起訴と緩起訴）の処分に告訴人が同意した場合、これ（註：再議）をできない。」

(24) 例えば、許春金等「從修復式正義觀點探討緩起訴受處分人修復性影響因素之研究」、犯罪與刑事司法研究第七期（二〇〇六）一四三頁。王皇玉「刑事速追理念的轉變與緩起訴——從德國刑事訴追制度之變遷談起」月旦法学雑誌第一一九期（二〇〇五）六七頁。

(25) 黄榮堅「讎敵社會裡的修復式司法？——刑事法體系中的損害賠償問題」月旦法学第一四六期（二〇〇七）一〇九頁。

(26) 黄蘭媖等「修復式正義理念運用於刑事司法制度之探討期末報告」法務部（二〇一一）二三四頁。

(27) 法務部「法務部推動『修復式司法試行方案』實施計畫」（法保字第〇九九一〇〇三〇五号、法保字第一〇一〇五一一一〇六〇号函頒修正）、陸の七。

(28) 簡易手続の一環としての捜査中の協商手続（量刑協商手続）と公判中の協商手続（plea bargaining）を指す。手続の性質は異なるが、被害者に謝罪することと被害者に賠償することが検察官の求刑又は答弁取引の条件とされていることは緩起訴と同様である。

(29) 簡易判決とは、事案が明白な事件につき、裁判所は原則として、通常公判を開かずに検察官の提出した資料のみに基づいて、簡易判決をもって被告人に刑を言い渡す手続である。第四四九条に言い渡すことのできる刑の制限が設けられ、執行猶予、罰金又は社会労働に換刑できる有期懲役、拘役又は罰金に限られている。そのため、事実上、比較的軽微な事案にしか適用されないことになる。

(30) 台湾刑法第一一章「公共危険の罪」に含まれる各罪を指す。この章は、日本刑法における放火及び失火の罪に相当する罪をはじめ、出水及び水利に関する罪、往来を妨害する罪、酒類及び類似物を使用下での車輛運転罪（通称飲酒運転罪）などを含め、公共安全を害する犯罪で構成される章である。

(31) 日本の覚せい剤取締法に相当する毒品（覚せい剤）の取締・使用者の処遇など、覚せい剤濫用による危害の防止に関する法律である。

(32) 例えば、二〇一〇年の統計によれば、件数の多い順は、公共危険の罪、毒品危害防止条例の罪、横領罪・詐欺・背任及び重利の罪、窃盗の罪、賭博の罪、軽傷害罪、文書偽造の罪となっている。法務部「民國九十九年犯罪狀況及其分析」（二〇一一）二三頁。

(33) 費玲玲「觀護人執行緩起訴案件實務運作與檢討」刑事法雜誌第五六卷第四期（二〇一二）六三頁以下。

(34) 飲酒運転罪の場合、台北地方検察署の提示した目安によれば、行為者血液中のアルコール濃度によって五段階に分け、第一から第四級の場合は二万台湾元（約六万円）から一〇万元（約三〇万円）を基準とし、第五級は九万元（約二七万円）以上とされている。劉承武「緩起訴処分金運作成効及経験分享」刑事法雜誌第五六卷第四期（二〇一二）九一頁。

(35) 緩起訴処分による公益団体への指定寄付の詳細は、法務部「一〇一年法務統計年報」（二〇一三）一七六頁以下参照。

(36) 同前註。

(37) 呉柏蒼「台湾における犯罪被害者補償制度の改革――その意味と課題――」法学政治学論究（慶應義塾大学）第九七号（二〇一三）一二五頁以下。

(38) 研究によれば、第四号処分の平均支払金額は三一五〇〇台湾元（約一〇万五〇〇〇円）で、罰金に換刑処分のできる拘役刑の三五日に相当する金額にあたる。その妥当性について検討が必要であると指摘された。林順昌「借鏡日本實況談我國緩起訴制度」月旦法學雜誌第一一八期（二〇〇五）一四一頁。

(39) 法務部「檢察機關辦理緩起訴處分作業要點」第三点（十）の4。

(40) 林錦村「附條件緩起訴之實務運作――以台北地檢署為例」檢察新論第二期（二〇〇七）一二八頁。

(41) 中華警政研究學會「犯罪被害人保護政策體檢報告」法務部（二〇一二）三五一頁、許福生「我國緩起訴制度之運用現況與評析」刑事法雜誌第五六卷第四期（二〇一二）一一九頁、謝如媛「修復式司法的現況與未來」月旦法學雜誌第一一八期（二〇〇五）五〇頁。

(42) 朱坤茂「緩起訴制度在我国刑事訴訟法上運作與検討」刑事法雜誌第五六卷第四期（二〇一二）四五頁。

(43) 中華警政研究學會前掲註（41）三五一頁。

(44) 蔡碧玉「犯罪被害人之賠償與刑事司法」律師雜誌第二二三期（一九九八）五一頁。高金桂「論刑法上之和解制度」東海法学研究第一四期（一九九九）一五四頁。

(45) 実際、被害者の安全確保のための命令にもかかわらず、僅かな文言しかなく（例えば「被害者及びその家族に対する暴力

行為を禁止する」）、具体的な内容が乏しいケースもある。

(46) 中華警政研究學會前掲註（41）四三九頁。

(47) 謝如媛前掲註（41）五〇頁。

(48) 廖正豪前掲註（12）一六頁。

(49) 「『修復式正義的實踐』論壇」中央大學犯罪防治學報第一四期（二〇一一）一四二頁。

(50) 黃蘭媖等前掲註（26）三八八頁。

(51) 中華警政研究學會前掲註（41）四三九頁。

(52) 林鈺雄前掲註（16）七八頁。

(53) 前掲註（49）「『修復式正義的實踐』論壇」一四八頁。

(54) ドイツ刑事訴訟法第一七二条。クラウス・ロクシン前掲註（10）三七一頁参照。

(55) 検察審査会法第二条、第三〇条。昭和二三年制定より、第二条二項の提起権者について、「告訴若しくは告発をした者、請求を持つて受理すべき事件についての請求をした者又は犯罪により害を被つた者」とされ、平成一二年の改正で、「犯罪により害を被つた者が死亡した場合においては、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹」と追加された。

(56) 更生保護法第八五条第四項。

(57) 最判昭和三二年五月二四日刑集一一巻五号一五四〇頁。

(58) 太田達也「障がい者に対するダイバージョンと福祉的支援」、南高愛隣会編「共生社会を創る愛の基金二〇一二年度事業報告書」三八頁以下。取組の詳細について、この論文のほか、原山和高「長崎地検における罪を犯した知的障害者の再犯防止に関する取組について」、研修七七九号（二〇一三）二七頁以下を参照。

(59) 田代則春「起訴猶予制度の今日的課題（一）――開かれた起訴猶予制度への若干の提案」警察研究第六〇巻第三号（一九八九）二〇頁以下、三井誠「検察官の起訴猶予裁量（一）」法学協会雑誌第八七巻第九・一〇号（一九七〇）一頁以下、及び、同「（二）」法学協会雑誌第九一巻第七号（一九七四）三七頁以下を参照。なお、この段落に取り上げた大正二年四月二八日松田正久司法大臣訓示と、大正七年「微罪釈放ト起訴猶予ノ意義区別の件」法務局長通牒についても、上掲諸論文を参照。

(60) この取組は、若年者を主な対象者として実施された保護観察付起訴猶予制度であり、当時の更生緊急保護法を実施の法的

根拠とし、本人からの書面による保護申出の提出が要件となっていた。昭和三六年より横浜地検が実施した以降、一時期には二〇の地検において実施されていたが、約一〇年間の実施の後、停止してしまった。財政基盤の確保ができず、継続的運営が困難であったことが収束の実質的な原因である。制度の詳細について、斉藤欣子「横浜地検における更生保護事件について」法律のひろば第一四巻第一二号（一九六一）五一頁以下、百瀬武雄等「戦後（現行刑訴施行後）における起訴猶予制度運用の実態と起訴猶予者の再犯」法務総合研究所研究部紀要二九（一九八六）一頁以下参照。

(61) 横浜モデルについては賛否両論である。賛成意見の例を挙げると、田代則春「起訴猶予制度の今日的課題（二・完）――開かれた起訴猶予制度への若干の提案」警察研究第六〇巻第四号（一九八九）三二頁。前田俊郎「日本における起訴前の保護観察――起訴猶予プラス保護観察――」、ソフィア西洋文化並に東西文化交流の研究、第一一巻第一号（一九六二）五〇頁、田宮裕編著「刑事訴訟法Ⅰ」有斐閣（一九七五）四六七頁等がある。反対意見の内容を挙げれば、例えば、横浜モデルが利用する更生緊急保護制度は、その要件とされる「本人（被疑者）の申出」の任意性は、起訴という不利益に威嚇され歪められるおそれがあり、更生保護の本来の姿でないなどという批判がある。三井誠「検察官の起訴猶予裁量（五・完）」法学協会雑誌第九四巻第六号（一九七七）一三六及び一三八頁。類似する意見、藤本哲也「刑事政策概論〔全訂第五版〕」（二〇〇六）一七七頁。ほかには、宮澤浩一等編「刑事政策講座（第一巻）」成文堂（一九七一）三〇八頁等参照。

(62) 鈴木亨「起訴猶予相当事案を繰り返す者に係る事案の処理について」研修七三〇号（二〇〇九）二五頁以下。

(63) 城祐一郎「家庭内暴力事犯の処理における『経過観察的起訴猶予』の活用について」研修七二〇号（二〇〇八）二七頁以下。

(64) 百瀬武雄等前掲註（60）三頁。

(65) 「犯罪被害者の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」第一三条及び第一七条。

呉　柏蒼（ご　はくそう）
所属・現職　慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程
最終学歴　台湾国立台北大学法学研究科修士課程刑事法専攻
専攻領域　刑事法（刑事政策）
主要著作　「台湾における犯罪被害者補償制度の改革――その意味と課題――」『法学政治学論究』第九七号（二〇一三年）